

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年10月14日（金）9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驒重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 永田 洋一

署名委員 重田 陽

議長 ただ今から、令和4年第10回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に重森委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南1kmに位置する第二種農地です。位置は3条-1で示しています。

本案件については、9月の総会にて住宅に付属する農地として認定されたものです。譲受人は、付随する住宅と一緒に申請地を取得する予定で売買契約書の写しにて確認をしております。

利用計画について、自家消費を目的として季節野菜や果樹を栽培するということで申請されています。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは〇〇さんが家を売られて、その前に畑があるんですけども、当該農地で、野菜かもしくは果樹を作ることですから問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南西1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。

現在、田布施町の太陽光発電設備のガイドラインに基づく地元との事前協議結果報告書が未提出の状況です。

この報告書ですが、以前より、申請書に必要書類として添付を原則としており、総会時まで未提出の場合は、保留案件として扱っております。

先日、申請者より地元自治会長との日程調整に時間がかかり総会までに間に合わないため、議案を保留したい旨の報告がありました。

つきましては、従来通り来月以降に保留し、報告書が提出され次第、再度、総会にかける予定です。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、書類が整っておりません。必要書類の不足ということですので、今回は採決を行いません、保留させていただきます。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東800mに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で宅地分譲です。譲受人は、周辺は既に宅地整備が進んでいることから申請地を選定したとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地はですね、中央南の第三種農地ですので、問題ありません。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10をご覧ください。申請地は、役場より北西2.6kmに位置する第二種農地です。位置は住宅付属－1で示しています。

申請地は農業振興地域内の農用地以外の農地で、集団性はなく、生産性が低いことから住宅に付属する農地と考えられるものかと思います。

地図上で付随する住宅と示している農地と併せて既に購入予定者がおります。住宅に付属する農地に認定された後は、申請地及び宅地について、所有者と購入する者が売買契約を結び、次回以降の総会で認定農地について3条申請をする予定とのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この農地はですね●●から●●くらいいったところにある家なん

ですけれどもご両親が亡くなられて、子どもさんは県外におられます。そうしたこと宅地を中古住宅として売りに出されておられます。ご両親が元気なときには、今の資料上住宅附属1のところを畑にしておられましたけども、ちょっと細長くある部分は、県道の法面ということで、畑には難しい状態です。ちょっと幅の広い部分は、色々野菜を作られていたのですが、亡くなられて、子どもさんも県外ということなので、これを中古住宅として買われる方が、この部分を家庭菜園として作るということが望ましいと思います。そして、今は地目が田になっていますが、現況は雑草が生い茂っております。2、3日前に綺麗にされた状態でしたが、管理をされる方がおられないということで、この宅地に伴う家庭菜園というような畑として活用されるのが一番よろしいのではないかと思います。

川脇委員 ございません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11から13に記載しておりますが、まずはページ番号12をご覧ください。利用権設定を行う土地が新規3筆、5,740㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で

供覧し、翌月 1 日から権利が有効になります。

次にページ番号 13 についてですが、事前にお配りしていたものから変更がありましたので、差替分を本日お配りしておりますのでそちらをご覧ください。変更内容については、一部土地の売買が取り止めになったため、その部分を削除しております。それでは資料の説明に戻ります。

こちらは農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の所有権移転、売買についてです。23 筆、26,026 m²となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。受け手にあたるやまぐち農林振興公社は農地集積に資する様々な手続きをサポートする公的機関です。今回のこの売買は、公社がいったん農地の出し手、売主から一時的に農地を買い入れ、それを受け手、農業の担い手へ売り渡す事業です。通常、農地の所有権移転を行う場合には登記等の様々な手続きが必要ですが、その事務手続きを田布施町が代理で行います。総会後に町の告示板でこの所有権移転の一覧を経済課窓口で供覧します。今回の所有権移転は国営圃場整備整備事業の新川・本町地区における売買です。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 4 号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり決定しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和 4 年第 10 回田布施町農業委員会総会を閉会します。

